

「信託のなかの公益信託」

佐久間 毅 (同志社大学)

1 はじめに

- * 公益活動の国家独占から、民間への開放・民間による公益の増進へ
 - ◇ 法人法制の変化：営利法人・公益法人（許可主義）→ 営利法人・非営利一般法人（準則主義）＋公益認定による優遇
 - 信託法制の現状：受益者の定めのある信託・受益者の定めのない信託（ただし、公益を目的とするものについて「許可主義」〔公益信託法 2 条 1 項〕）
 - * 公益活動の民間への開放 → 公益信託法 2 条 1 項の廃止の必要性
 - * 民間による公益の増進 → 公益信託の「優遇」の必要性
 - 2 段の優遇：信託の効力の承認 + 信託のなかでの優遇
- 2 有効な信託であること（目的財産化）による優遇
- * 「目的財産化」← 一般には認められないこと = 「優遇」
 - その前提：財産を誰も自分のものごとく扱えないこと
 - * 一般財団法人における前提の確保：複層的な内部牽制・監督体制
 - 必須の機関：3 人以上の全理事からなる理事会、3 人以上の全評議員からなる評議員会、監事（一般法人法〔以下、この項において「法」〕170 条、173 条 3 項、178 条 1 項、177 条が準用する 65 条 3 項、197 条が準用する 90 条 1 項）
 - 理事会の権限（法 197 条が準用する 90 条 2 項）→ 理事の相互牽制・監督
 - 評議員会の権限：定款変更（法 200 条）、他の役員を選解任（法 177 条が準用する 63 条 1 項、176 条）、計算書類の承認（法 199 条が準用する 126 条 2 項）→ 内部牽制・監督体制の要
 - ◇ 役員を選任するには法定の解任事由のあることを要する（法 176 条）→ 権限強化の防止
 - ◇ 理事または理事会が評議員を選解任をすることはできない（法 153 条 3 項 1 号）→ 評議員会による理事の監督の実効性確保
 - 監事の権限：業務監査権限と会計監査権限（法 197 条が準用する 99 条）
 - 内部牽制・監督の実効性に対する不安 → 公益法人においては、親族・同一団体規制（公益認定法 5 条 10 号・11 号）、資産規模の大きなものにつき会計監査人必置（同条 12 号）、行政庁の監督（同法 27 条以下）
 - * 受益者の定めのある信託における前提の確保：複線的な内部牽制・監督体制（標準）
 - 受託者による信託事務の処理
 - 受益者および委託者に信託の意思決定・受託者の牽制・監督の権利（信託法〔以下

略] 92条ほか)

◇ 委託者と受益者の合意による（無理由の）受託者の解任（58条1項）

◇ 信託の変更は、両者の合意のみでは当然にはすることができない（149条）

* 受益者の定めのない信託における前提の確保：単線的な内部牽制・監督体制

➤ 受託者による信託事務の処理

➤ 委託者（契約による信託の場合。260条1項）または信託管理人（遺言信託の場合。258条4項・260条2項）に信託の意思決定・受託者の牽制・監督の権利

◇ 委託者による（無理由の）受託者の解任の可能性（261条）

→ 受益者の定めのない信託について、一般財団法人や受益者の定めのある信託と同様に目的財産化を認めることへの疑念 ⇒ 存続期間の限定（259条）、受託者の制限（附則3条）

* 公益信託において目的財産化を安定的に認めるための前提：内部牽制・監督体制の充実（複線化）

➤ 例：契約による信託の場合の信託管理人必置化、遺言信託の場合の信託管理人複数化、検査役（46条・47条）に相当する者の必置化

3 信託のなかでの優遇

* 例：税優遇、名称規制を通じた信用力の向上その他

* 優遇の前提

➤ 外部機関による監督 ← 内部牽制・監督体制の機能不全を防ぐもの（それ以上のものにはなりがたい）

➤ 内部牽制・監督体制の充実（上掲）

* 公益認定と税優遇

➤ 公益法人制度ではワンセット

◇ 旧公益法人時代からの継続

◇ 一般法人、他の種類の法人（例：NPO法人）の一部に対する優遇税制の存在

➤ 公益信託におけるワンセット化

◇ 現行制度からの変更

◇ ワンセット化の影響（生じがちなもの）：公益目的の認定の厳格化、事業による収益の扱いの厳格化、信託の内容設計の自由度の低下（例：公益信託終了時の残余財産の扱い）

* 自己信託の許容

➤ 受益者の定めのない信託は、3条1項または2項の方法ですることができる（258条1項）＝自己信託の方法ですることとはできない

➤ 受益者の定めのある信託における想定例の1つ：親が障害のある子の生活を経済的にサポートしようとする場合に、自ら受託者となり子をサポートする → ある

人（法人を含む。）が、障害のある人びとを、誰と定めず広く経済的にサポートしようとする場合に、自ら受託者としてサポートする ⇒ 公益信託の可能性と理想的な望ましさ

- 問題点：内部牽制・監督体制への不安
 - ◇ 公益財団法人：設立者の影響は、限定的
 - ✓ 役員を選任等を通じて、当初は（ある程度の）影響がありうる → 親族・同一団体規制
 - ✓ 法人は永続が想定される → 影響があっても、やがて薄れる・なくなる
 - ◇ 公益信託
 - ✓ 信託管理人（および「検査役」）の選任は、信託行為の定め（＝委託者兼受託者の意思）に基づいてされるのが基本
 - ✓ 公益信託は短期終了も十分想定される → 委託者兼受託者の「支配」が公益信託の終了まで継続する可能性

4 信託における受益者の役割と公益信託

- * 受託者の定めのある公益信託が認められないのはなぜか
 - 特定人に限って利益を与える≠公益信託であることの妨げ
 - ◇ 例：将来に受け継がれるべき技術や文化の担い手がごく少数となっている場合に、その継承のためその特定人に信託財産から助成をする
 - 特定人を「受給者」とすることはできるが、受益者とすることはできない理由：信託財産から利益を受ける者が信託にかかる意思決定や監督に関わることにより、信託内部の牽制・監督体制が歪むおそれ。そのおそれから、当該の信託のほか、公益信託制度に対して不信感を生ずるおそれ → 信託におけるガバナンスの要としての受益者
 - 受益者の定めのない信託である公益信託の課題：ガバナンスの要の穴を誰にどのように埋めさせるか
 - ◇ 委託者は不適任 ← 委託者による「支配」のおそれ（＋委託者なき後の不足・混乱のおそれ）
 - ◇ 1人の信託管理人だけでは不足のおそれ ← インセンティブの弱さ
 - ◇ 外部機関の関与に過度の期待はできない（すべきでもない）

以上